

令和8年（2026年）

第1回可児市議会定例会議案

令和8年2月24日

## 目 次

議案第1号	令和8年度可児市一般会計予算について .....	3
議案第2号	令和8年度可児市国民健康保険事業特別会計予算について .....	3
議案第3号	令和8年度可児市後期高齢者医療特別会計予算について .....	4
議案第4号	令和8年度可児市介護保険特別会計予算について .....	4
議案第5号	令和8年度可児市自家用工業用水道事業特別会計予算について .....	5
議案第6号	令和8年度可児市可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別 会計予算について .....	5
議案第7号	令和8年度可児市土田財産区特別会計予算について .....	6
議案第8号	令和8年度可児市北姫財産区特別会計予算について .....	6
議案第9号	令和8年度可児市平牧財産区特別会計予算について .....	7
議案第10号	令和8年度可児市二野財産区特別会計予算について .....	7
議案第11号	令和8年度可児市大森財産区特別会計予算について .....	8
議案第12号	令和8年度可児市水道事業会計予算について .....	8
議案第13号	令和8年度可児市下水道事業会計予算について .....	9
議案第14号	令和7年度可児市一般会計補正予算（第7号）について .....	10
議案第15号	令和7年度可児市介護保険特別会計補正予算（第3号）について .....	10
議案第16号	令和7年度可児市可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別 会計補正予算（第2号）について .....	11
議案第17号	可児市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について .....	12
議案第18号	可児市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を 改正する条例の制定について .....	13
議案第19号	可児市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につい て .....	26
議案第20号	可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について .....	54
議案第21号	可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について .....	63
議案第22号	可児市キッズクラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例の制定について .....	74
議案第23号	可児市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について .....	75
議案第24号	可児市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について .....	82
議案第25号	可児市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正 する条例の制定について .....	84
議案第26号	可児市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定に ついて .....	86
議案第27号	請負契約の変更について .....	89
議案第28号	市道路線の認定について .....	90

議案第 1 号

令和 8 年度可児市一般会計予算について

令和 8 年度可児市一般会計予算を別冊のとおり定める。

令和 8 年 2 月 24 日提出

可児市長 富田 成輝

---

議案第 2 号

令和 8 年度可児市国民健康保険事業特別会計予算について

令和 8 年度可児市国民健康保険事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和 8 年 2 月 24 日提出

可児市長 富田 成輝

議案第 3 号

令和 8 年度可児市後期高齢者医療特別会計予算について

令和 8 年度可児市後期高齢者医療特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和 8 年 2 月 24 日提出

可児市長 富田 成輝

---

議案第 4 号

令和 8 年度可児市介護保険特別会計予算について

令和 8 年度可児市介護保険特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和 8 年 2 月 24 日提出

可児市長 富田 成輝

議案第 5 号

令和 8 年度可児市自家用工業用水道事業特別会計予算について

令和 8 年度可児市自家用工業用水道事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和 8 年 2 月 24 日提出

可児市長 富田 成輝

---

議案第 6 号

令和 8 年度可児市可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別会計予算  
について

令和 8 年度可児市可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別会計予算を別冊のと  
おり定める。

令和 8 年 2 月 24 日提出

可児市長 富田 成輝

議案第7号

令和8年度可児市土田財産区特別会計予算について

令和8年度可児市土田財産区特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和8年2月24日提出

可児市長 富田 成輝

---

議案第8号

令和8年度可児市北姫財産区特別会計予算について

令和8年度可児市北姫財産区特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和8年2月24日提出

可児市長 富田 成輝

議案第9号

令和8年度可児市平牧財産区特別会計予算について

令和8年度可児市平牧財産区特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和8年2月24日提出

可児市長 富田 成輝

---

議案第10号

令和8年度可児市二野財産区特別会計予算について

令和8年度可児市二野財産区特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和8年2月24日提出

可児市長 富田 成輝

議案第11号

令和8年度可児市大森財産区特別会計予算について

令和8年度可児市大森財産区特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和8年2月24日提出

可児市長 富田 成輝

---

議案第12号

令和8年度可児市水道事業会計予算について

令和8年度可児市水道事業会計予算を別冊のとおり定める。

令和8年2月24日提出

可児市長 富田 成輝

議案第13号

令和8年度可児市下水道事業会計予算について

令和8年度可児市下水道事業会計予算を別冊のとおり定める。

令和8年2月24日提出

可児市長 富田 成輝

議案第14号

令和7年度可児市一般会計補正予算（第7号）について

令和7年度可児市一般会計補正予算（第7号）を別冊のとおり定める。

令和8年2月24日提出

可児市長 富田 成輝

---

議案第15号

令和7年度可児市介護保険特別会計補正予算（第3号）について

令和7年度可児市介護保険特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり定める。

令和8年2月24日提出

可児市長 富田 成輝

議案第16号

令和7年度可児市可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別会計補正  
予算（第2号）について

令和7年度可児市可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別会計補正予算（第2  
号）を別冊のとおり定める。

令和8年2月24日提出

可児市長 富田 成輝

議案第17号

可児市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について

可児市監査委員条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月24日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市監査委員条例の一部を改正する条例

可児市監査委員条例（昭和57年可児市条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（請求又は要求による監査）</p> <p>第3条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項、第242条第1項若しくは第243条の2の8第3項（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第34条において準用する場合を含む。）又は地方公営企業法第27条の2第1項の規定による監査の請求又は要求があったときは、当該監査の請求又は要求のあった日から7日以内に監査に着手しなければならない。</p>	<p>（請求又は要求による監査）</p> <p>第3条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項、第242条第1項若しくは第243条の2の9第3項（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第34条において準用する場合を含む。）又は地方公営企業法第27条の2第1項の規定による監査の請求又は要求があったときは、当該監査の請求又は要求のあった日から7日以内に監査に着手しなければならない。</p>

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

議案第18号

可児市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

可児市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次の  
とおり制定する。

令和8年2月24日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する  
条例

第1条 可児市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和6年可児市条例  
第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(フルタイム会計年度任用職員の期末手 当) 第8条 (略) 2 フルタイム会計年度任用職員の期末手 当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日前6箇月以内 の期間における当該フルタイム会計年度 任用職員の在職期間の次の各号に掲げる 区分に応じ、当該各号に定める割合を乗 じて得た額とする。 (1)～(5) (略) 3～6 (略)	(フルタイム会計年度任用職員の期末手 当) 第8条 (略) 2 フルタイム会計年度任用職員の期末手 当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の</u> <u>126.25</u> を乗じて得た額に、基準日前6箇 月以内の期間における当該フルタイム会 計年度任用職員の在職期間の次の各号に 掲げる区分に応じ、当該各号に定める割 合を乗じて得た額とする。 (1)～(5) (略) 3～6 (略)
(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手 当) 第9条 (略) 2 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手	(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手 当) 第9条 (略) 2 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手

<p>当の額は、勤勉手当基礎額に、市の規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 及び 4 (略)</p>	<p>当の額は、勤勉手当基礎額に、市の規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 及び 4 (略)</p>
--	---

第2条 可児市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 から別表第4 までを別表のように改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 別表（第2条関係）

## 別表第1（第3条関係）

行政職給料表（一）		
職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
	円	円
1	195,800	242,000
2	196,900	243,300
3	198,100	244,700
4	199,200	246,100
5	200,300	247,500
6	202,000	248,900
7	203,600	250,300
8	205,200	251,700
9	206,700	253,100
10	208,400	254,300
11	210,000	255,600
12	211,600	256,900
13	213,100	258,100
14	214,800	259,300
15	216,500	260,500
16	218,200	261,700
17	219,400	262,800
18	221,000	263,900
19	222,600	265,000
20	224,100	266,100
21	225,600	267,000
22	227,200	268,000
23	228,800	269,000
24	230,400	270,000
25	232,000	271,000
26	233,700	271,900
27	235,000	272,700
28	236,300	273,600
29	237,600	274,400
30	238,700	275,200
31	239,800	276,000
32	240,900	276,700
33	242,000	277,400
34	242,900	278,200

35	243,800	279,000
36	244,800	279,600
37	245,800	280,300
38	246,700	281,100
39	247,600	281,800
40	248,400	282,500
41	249,200	283,200
42	249,900	283,900
43	250,500	284,600
44	251,100	285,300
45	251,800	286,000
46	252,400	286,600
47	253,000	287,300
48	253,600	287,900
49	254,100	288,600
50	254,700	289,200
51	255,300	289,900
52	255,800	290,600
53	256,200	291,100
54	256,600	291,700
55	256,900	292,300
56	257,200	293,000
57	257,500	293,600
58	257,800	294,200
59	258,100	294,800
60	258,400	295,500
61	258,700	296,100
62	259,000	296,700
63	259,300	297,200
64	259,600	297,700
65	259,900	298,200
66	260,200	298,800
67	260,500	299,300
68	260,800	299,900
69	261,100	300,300
70	261,400	300,800
71	261,700	301,300
72	262,000	301,900
73	262,300	302,400
74	262,600	302,800

75	262,900	303,100
76	263,200	303,400
77	263,500	303,600
78	263,800	303,900
79	264,100	304,100
80	264,400	304,400
81	264,700	304,600
82	265,000	304,800
83	265,300	305,100
84	265,600	305,300
85	265,900	305,600
86	266,200	305,800
87	266,500	306,100
88	266,800	306,400
89	267,100	306,700
90	267,400	307,000
91	267,700	307,300
92	268,000	307,600
93	268,300	307,800
94		308,000
95		308,300
96		308,700
97		308,900
98		309,200
99		309,500
100		309,900
101		310,100
102		310,400
103		310,700
104		311,000
105		311,200
106		311,500
107		311,800
108		312,100
109		312,300
110		312,600
111		313,000
112		313,300
113		313,500
114		313,700

115		314,000
116		314,400
117		314,600
118		314,800
119		315,100
120		315,400
121		315,700
122		315,900
123		316,200
124		316,500
125		316,800

備考 この表は、この条例に規定する他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム会計年度任用職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

行政職給料表（二）	
号給	給料月額
	円
1	177,700
2	178,900
3	180,100
4	181,300
5	182,700
6	184,000
7	185,200
8	186,500
9	187,600
10	188,900
11	190,300
12	191,500
13	192,700
14	194,000
15	195,400
16	196,800
17	198,200
18	199,900
19	201,600
20	203,300
21	205,000
22	206,700
23	208,300
24	209,900
25	211,500
26	213,000
27	214,500
28	215,900
29	217,300
30	218,800

備考 この表は、フルタイム会計年度任用職員であって、定型的な業務を行う職務のうち、反復的、補助的な単純業務等に従事する職員で、規則で定めるものに適用する。

別表第3（第3条関係）

医療職給料表	
号給	給料月額
	円
1	221,700
2	223,600
3	225,400
4	227,100
5	228,800
6	230,700
7	232,500
8	234,200
9	235,900
10	237,800
11	239,700
12	241,600
13	243,400
14	245,400
15	247,400
16	249,400
17	251,400
18	253,400
19	255,500
20	257,500
21	259,400
22	260,600
23	261,700
24	262,800
25	263,900
26	264,700
27	265,600
28	266,400
29	267,200
30	267,900
31	268,600
32	269,300
33	270,100
34	270,700
35	271,300
36	271,800

37	272,400
38	273,100
39	273,800
40	274,500
41	275,200
42	275,800
43	276,500
44	277,100
45	277,900
46	278,600
47	279,300
48	279,900
49	280,400
50	280,900
51	281,300
52	281,700
53	282,000
54	282,500
55	282,900
56	283,300
57	283,700
58	284,100
59	284,400
60	284,700
61	285,100
62	285,500
63	285,900
64	286,200
65	286,500
66	286,900
67	287,300
68	287,600
69	288,000
70	288,500
71	288,900
72	289,200
73	289,600
74	290,100
75	290,600
76	291,100

77	291,600
78	292,100
79	292,700
80	293,100
81	293,600
82	294,000
83	294,500
84	295,000
85	295,400
86	295,800
87	296,300
88	296,800
89	297,200

備考 この表は、フルタイム会計年度任用職員のうち、保健師、看護師、歯科衛生士、栄養士等の保健医療業務に従事する職員で、規則で定めるものに適用する。

別表第4（第3条関係）

福祉職給料表	
号給	給料月額
	円
1	212,700
2	214,400
3	216,000
4	217,700
5	219,200
6	220,800
7	222,400
8	224,000
9	225,600
10	227,400
11	229,200
12	230,200
13	231,200
14	232,300
15	233,500
16	234,600
17	235,600
18	236,600
19	237,500
20	238,500
21	239,500
22	240,900
23	242,200
24	243,500
25	244,800
26	246,100
27	247,400
28	248,600
29	249,700
30	250,600
31	251,400
32	252,200
33	253,200
34	254,000
35	254,800
36	255,600

37	256,300
38	257,000
39	257,700
40	258,400
41	259,200
42	259,800
43	260,400
44	261,000
45	261,400
46	261,900
47	262,400
48	262,800
49	263,200
50	263,800
51	264,300
52	264,800
53	265,200
54	265,700
55	266,100
56	266,500
57	267,000
58	267,400
59	267,800
60	268,100
61	268,500
62	268,900
63	269,200
64	269,500
65	269,900
66	270,300
67	270,600
68	270,900
69	271,300
70	271,600
71	271,900
72	272,300
73	272,700
74	273,000
75	273,400
76	273,700

77	274,000
78	274,400
79	274,800
80	275,100
81	275,300
82	275,600
83	276,000
84	276,300
85	276,500
86	276,800
87	277,200
88	277,500
89	277,800
90	278,100
91	278,400
92	278,700
93	279,000
94	279,400
95	279,800
96	280,100
97	280,300
98	280,700
99	281,000
100	281,300
101	281,600

備考 この表は、フルタイム会計年度任用職員のうち、幼稚園、児童福祉施設等で市長の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育等の業務に従事する職員で、規則で定めるものに適用する。

議案第19号

可児市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可児市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月24日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

可児市職員の旅費に関する条例（昭和36年可児町条例第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章 総則（第1条— <u>第11条の2</u> ） 第2章 <u>内国旅行の旅費</u> （ <u>第12条—第23条</u> ）  第3章 <u>外国旅行の旅費</u> （ <u>第23条の2—第23条の8</u> ） 第4章 <u>雑則</u> （ <u>第24条—第27条</u> ） 付則  （趣旨） 第1条 この条例は、公務のため旅行する <u>職員</u> に対し支給する旅費に関し、その基準を定め、公務の円滑な運営に資するとともに、市費の適正な支出を図る <u>もの</u> とする。 2 市が <u>職員</u> に対し、支給する旅費に関しては、法令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。	目次 第1章 総則（第1条— <u>第7条</u> ） 第2章 <u>旅費の種目及び内容</u> （ <u>第8条—第18条</u> ）  第3章 <u>雑則</u> （ <u>第19条—第28条</u> ）  付則  （目的） 第1条 この条例は、公務のため旅行する <u>職員等</u> に対し支給する旅費に関し、その基準を定め、公務の円滑な運営に資するとともに、市費の適正な支出を図る <u>こと</u> を目的とする。 2 市が <u>職員等</u> に対し支給する旅費に関しては、法令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和42年可児町条例第21号）、可児市職員の給与支給に関する条例（昭和42年可児町条例第15号）、可児市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和39年可児町条例第3号）及び可児市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和6年可児市条例第6号）の適用を受けるもの（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げるものを除く。）をいう。
- (2) 出張 職員が公務のため一時在勤公署を離れて旅行することをいう。
- (3) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに付属する島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。
- (4) 及び(5) (略)
- (6) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員若しくはその扶養親族又は遺族が生活の根拠地となる地域に旅行することをいう。
- (7) 扶養親族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持し

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和42年可児町条例第21号）、可児市職員の給与支給に関する条例（昭和42年可児町条例第15号）、可児市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和39年可児町条例第3号）及び可児市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和6年可児市条例第6号）の適用を受ける者（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げるものを除く。）をいう。
- (2) 出張 職員が公務のため一時その在勤公署（任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行することをいう。
- (3) 本邦 本州、北海道、四国、九州及びこれらに付属する島の存する領域をいう。
- (4) 及び(5) (略)
- (6) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。
- (7) 家族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。

ているものをいう。

(8) (略)

(8) (略)

(9) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の市の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であって、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の市の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。）を締結したものをいう。

2 この条例において、「何級の職務」という場合には、可見市職員の給与支給に関する条例第3条第1項に規定する行政職給料表（一）による当該級の職務及び行政職給料表（一）の適用を受けないものについては、規則で定めるこれに相当する職務をいうものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員については、行政職給料表（一）2級以下の職務にある者として、取り扱うものとする。

3 この条例において「在勤地」という場合には、在勤公署から8キロメートル以内の地域をいうものとする。

(旅費の支給)

第3条 (略)

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げるものに対し、旅費を支給する。

(1)及び(2) (略)

(3) 職員が死亡した場合において、当該

(旅費の支給)

第3条 (略)

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対して旅費を支給する。

(1)及び(2) (略)

(3) 職員が死亡した場合において、当該

職員の遺族が、その死亡の日の翌日から3箇月以内にその居住地を出発して、帰住（生活の根拠地となる地に旅行することをいう。以下同じ。）したときは、当該遺族

3及び4（略）

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下この条において同じ。）が、その出発前に次条第3項の規定による旅行命令又は前項の規定による旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を変更（取消を含む。以下同じ。）又は死亡した場合において、当該旅行のため、既に支出した金額があるときは、当該金額のうち、その者の損失となった金額で、市の規則で定めるものを旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他市長が定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で市の規則で定める金額を旅費として支給することができる。

職員の本邦内にある遺族が、その死亡の日の翌日から3箇月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

3及び4（略）

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令又は前項の規定による旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）の変更（取消を含む。以下同じ。）を受け、又は死亡した場合その他市の規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で、市の規則で定めるものを旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他市の規則で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で市の規則で定める金額を旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

(旅行命令等)

第4条 旅行は、任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令等によって行わなければならない。

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通知による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら、又は第5条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令及び旅費精算書（以下「旅行命令書」という。）に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。ただし、これに提示する時間的余裕がない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。

5 旅行命令権者は口頭により、旅行命令等を発し、又はこれを変更した場合には、できるだけ速やかに旅行命令書等に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。

6 旅行命令書の記載事項及び様式は、市の規則で定める。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令

(旅行命令等)

第4条 旅行は、旅行命令権者の発する旅行命令等によって行わなければならない。

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令書に市の規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知しなければならない。ただし、旅行命令書に当該事項の記載又は記録をする時間的余裕がない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。

5 旅行命令権者は、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更した場合には、できるだけ速やかに旅行命令書に前項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令

等（前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

- 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更をする時間的余裕がない場合には、旅行命令等に従わないで旅行したのち、できるだけ、速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。
- 3 旅行者が前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度に対する旅費のみを支給を受けることができる。

（普通旅費の種類）

第6条 普通旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料とする。

- 2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ、旅客運賃等により支給する。
- 3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ、旅客運賃等により支給する。
- 4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ、旅客運賃により支給する。
- 5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ、1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。
- 6 日当は、路程100キロメートル以上の旅行について、旅行中の日数に応じ、1日当たりの定額により支給する。
- 7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ、1夜

等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

- 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をする時間的余裕がない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。
- 3 旅行者が前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみを支給を受けることができる。

当たりの定額により支給する。

- 8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ、1夜当たりの定額により支給する。

(特殊旅費の種類)

第6条の2 特殊旅費の種類は、移転料、着後手当、扶養親族移転料、旅行雑費、死亡手当、日額旅費及び月額旅費とする。

- 2 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程に応じ一定距離当たりの定額により支給する。

- 3 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。

- 4 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。

- 5 旅行雑費は、外国への出張に伴う雑費について、実費額により支給する。

- 6 死亡手当は、職員が外国旅行中第3条第2項第2号に該当する場合において、定額を支給する。

- 7 日額旅費は、前条の普通旅費に代えて支給する。

- 8 月額旅費は、前条の普通旅費及び前項の日額旅費に代えて支給する。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により、旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第8条 旅費計算上の旅行日数は、第3項

(旅費の計算)

第6条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

の規定に該当する場合を除くほか、旅行のために現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあつては400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルについて1日の割合をもつて通算した日数を超えることができない。

2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。

3 第3条第2項の規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第1項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。

第9条 1日の旅行において日当又は宿泊料（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下この条において同じ。）について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料を支給する。

第10条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の級の変更等のため、鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

(旅費の請求手続)

第11条 旅費の支給を受けようとする旅行者でその請求をしようとするものは、旅行命令書に必要な書類を添えて、当該旅費の支出又は支払をする者（以下「支出

(旅費の請求手続)

第7条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに

命令権者等」という。)に提出しなければならぬ。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかったものは、その請求に係る旅費額のうち、その書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の全額の支給を受けることができない。

旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅費又は当該金額の支出又は支払をする者(以下「支出命令権者等」という。)に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後、所定の期間内に当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

3 支出命令権者等は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。

4 支出命令権者等は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支出命令権者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。

2 前項に規定する必要な添付書類の種類及び記載事項は、規則で定める。

5 第1項に規定する請求書及び必要な添付書類の種類、記載事項又は記録事項、第2項及び第3項に規定する期間並びに前項に規定する給与の種類は、市の規則で定める。

(証人等の旅費)

第11条の2 第3条第4項の規定により証

人等に支給する旅費は、他の法令又は条例の別段の定めがある場合を除くほか、次の各号に掲げる者に対し、次の各号のいずれかに該当する場合は、2級以下の職務にある者の例により旅行命令権者が市長と協議して定める旅費とする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下この条において「法」という。）第74条の3第3項の規定により、選挙管理委員会の要求に応じ出頭した者
- (2) 法第100条第1項の規定により議会の請求により出頭した選挙人その他の関係人
- (3) 法第115条の2第1項（法第109条第5項において準用する場合を含む。）の規定により公聴会に参加した者
- (4) 法第115条の2第2項（法第109条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、議会又は委員会の要求に応じ出頭した参考人
- (5) 法第199条第8項の規定により監査委員の要求に応じ出頭した者
- (6) 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第35条第4項の規定により、農業委員会の要求に応じ出頭した者
- (7) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第212条の規定により、選挙管理委員会の要求に応じ出頭した者
- (8) 前各号に該当する者を除くほか、公務の遂行を補助するため、本市の機関の依頼又は要求に応じ旅行した者又は市費を支弁して旅行させる必要があると認める者

2 用務の内容、支給を受ける者の学識経験その他特別の事情により前項に規定する旅費により難しい場合には、旅行命令権者が市長と協議して定める旅費とするこ

とができる。

## 第2章 内国旅行の旅費

(鉄道賃)

第12条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃等とする。

- (1) 乗車に要する普通旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）
- (2) 職員が、運賃のほかに料金が必要となる新幹線及び特急列車、急行列車等を運行する路線による旅行をする場合には、前号に規定する運賃のほか市の規則で定める区分に応じたその利用料金（座席指定料金を含む。）

## 第2章 旅費の種目及び内容

(旅費の種目)

第8条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とし、これらの内容については、この章の定めるところによる。

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他市の規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金（市長、副市長、教育長及び本市の機関の長に随行者（以下「市長等」という。）に限る。）
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

(船賃)

第13条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。

- (1) 運賃の等級を2階級以上に区分する船舶による旅行にあつては、次に規定する運賃
  - ア 市長、副市長及び教育長（以下「市長等」という。）については、中級（運賃の等級を2階級に区分する船舶にあつては、上級）の運賃
  - イ 7級以下の職務にある者については、下級の運賃
- (2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
- (3) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前2号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金
- (4) 市長等が第2号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか特別船室料金
- (5) 座席指定料金を徴する船舶を運行す

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級（市長等が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

(船賃)

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他市の規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金（市長等に限る。）
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

る航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか座席指定料金

- 2 前項第1号の規定に該当する場合においては、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、同号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

(航空賃)

第14条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(車賃)

第15条 車賃の額は、1キロメートルにつき37円とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級（市長等が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

(航空賃)

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他市の規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合

2 車賃は、全路程を通算して計算する。  
ただし、第10条の規定により区分計算する場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(日当)

第16条 日当の額は、別表第1の定額による。

(宿泊料)

第17条 宿泊料の額は、別表第1の定額による。

旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 自家用自動車（前号に規定する自家用自動車を除く。）を利用する移動（職員にあつては、市長の許可を受けた場合に限る。）に要する費用として市の規則で定める費用

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して市の規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(食卓料)

第18条 食卓料の額は、別表第1の定額による。

2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費に要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合にかぎり、支給する。

(移転料)

第18条の2 移転料の額は、次の各号に規定する額による。

- (1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第1の定額による額
- (2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に

特別な事情がある場合として市の規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第8条から第11条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して市の規則で定める1夜当たりの定額とする。

(転居費)

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第18条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して市の規則で定める方法により算定される額とする。

相当する額

(3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額）

2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。

3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。

(着後手当)

第18条の3 着後手当の額は、別表第1の日当定額の5日分及び宿泊料定額の5夜分に相当する額による。

(扶養親族移転料)

第18条の4 扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。

(1) 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次の各号に規定する額の合計額

(着後滞在費)

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費

の合計額に相当する額

イ 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の金額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額

ロ 12歳未満6歳以上の者については、イに規定する額の2分の1に相当する額

ハ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超えるごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃又は船賃の2分の1に相当する金額を加算する。

(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第18条の2第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額）を超えることができない。

(3) 第1号イからハまでの規定により日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子を移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

用する。

(日額旅費及び月額旅費)

第19条 日額旅費及び月額旅費は、職務の性質上常時出張を必要とする職員の出張のための旅行について定額をもって支給し、その支給を受ける者の範囲、額、支給条件及び支給方法は、市の規則で定める。

2 日額旅費の額は、当該日額旅費の性質に応じ、第6条第1項に掲げる普通旅費についてこの条例で定める基準を超えることができない。

3 月額旅費の額は、4,500円を超えることができない。

(在勤地内旅行の旅費)

第20条 在勤地内における旅行については、市の規則で定める額により日額旅費又は月額旅費に限り支給する。

2 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に鉄道賃又は車賃を要する場合で、その実費額が前項により支給される日額旅費を超える場合には、その超える部分の全額に相当する額の鉄道賃又は車賃を支給する。

(在勤地以外の同一地域内の旅行の旅費)

第21条 在勤地以外の同一地域内における旅行については、鉄道賃、船賃及び車賃は支給しない。

(退職者等の旅費)

第22条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

第3章 雑則

(退職者等の旅費)

第19条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3箇月以内における当該退職等に伴う旅

(1) 職員が出張中に退職等となった場合には、次に規定する旅費

イ 退職等となった日（以下「退職等の日」という。）にいた地から退職等の命令の通達を受け、又はその原因となった事実の発生を知った日（以下「退職等を知った日」という。）にいた地までの前職務相当の旅費

ロ 退職等を知った日の翌日から3箇月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費

(2) 職員が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、かつ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

(遺族の旅費)

第23条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

(1) 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費

行について、出張又は赴任の例に準じて市の規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第20条 第3条第2項第2号又は第3号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて市の規則で定めるものとする。

- (2) 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの前職務相当の旅費
- 2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第6号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。
- 3 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、当該職員が死亡した日における遺族1人ごとにその帰住のさいにおける年齢に従い、次の各号に規定する額の合計額とする。
- (1) 12歳以上のものについては、その帰住のさいにおける職員相当の鉄道賃、船賃及び車賃の金額並びに日当、宿泊料及び食卓料の3分の2に相当する額
- (2) 12歳未満6歳以上のものについては、前号に規定する額の2分の1に相当する額
- (3) 6歳未満のものについては、その帰住のさいにおける職員相当の日当、宿泊料及び食卓料の3分の1に相当する額

### 第3章 外国旅行の旅費

#### (本邦通過の場合の旅費)

第23条の2 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、前章に規定するところによる。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃及び本邦を出発した日からの日当及び食卓料又は

#### (証人等の旅費)

第21条 第3条第4項又は第5項の規定により支給する旅費は、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、旅行命令権者が市長に協議して定めるものとする。

本邦に到着した日までの日当及び食卓料については、本章に規定するところによる。

(鉄道賃)

第23条の3 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び寝台料金による。

- (1) 運賃の等級を3以上の階級に区分する線路による旅行の場合には、次に規定する運賃
  - ア 市長等については、最上級の運賃
  - イ 7級以下の職務にある者については、最上級の直近下位の級の運賃
- (2) 運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、最上級の運賃
- (3) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃
- (4) 市長等が公務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前各号に規定する運賃のほか、その座席のために現に支払った運賃
- (5) 公務上の必要により別に急行料金又は寝台料金を必要とした場合には、前各号に規定する運賃のほか、現に支払った急行料金又は寝台料金

(船賃)

第23条の4 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）及び寝台料金による。

- (1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の運賃とし、最上級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合に

は、次に規定する運賃

ア 最上級の運賃を4以上に区分する船舶による旅行の場合には、市長等については最上級の直近下位の級の運賃、3級以上の職務にある者については、市長等について定める運賃の級の直近下位の級の運賃、2級以下の職務にある者については最下級の運賃

イ 最上級の運賃を3に区分する船舶による旅行の場合には、市長等については中級の運賃、7級以下の職務にある者については下級の運賃

ウ 最上級の運賃を2に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃

(2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

(3) 市長等が、公務上の必要によりあらかじめ旅行命令権者の許可を受け特別の運賃を必要とする船室を利用した場合には、前2号に規定する運賃のほか、その船室のために現に支払った運賃

(4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

(航空賃及び車賃)

第23条の5 航空賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）による。

(1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、次に規定する運賃

ア 市長等については、最上級の運賃

イ 7級以下の職務にある者については、最上級の直近下位の級の運賃

(2) 運賃の等級を設けない航空路による

旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃

- (3) 市長等が公務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前2号に規定する運賃のほか、その座席のため現に支払った運賃

- 2 車賃の額は、実費額による。

(日当、宿泊料及び食卓料)

第23条の6 日当及び宿泊料の額は、旅行地の区分に応じた別表第2の定額による。

- 2 第23条の3第5号の規定により寝台料金を支給する場合における宿泊料の額は、前項の規定にかかわらず、旅行地の区分に応じた別表第2の定額の10分の7に相当する額による。

- 3 食卓料の額は、別表第2の定額による。

- 4 第16条第2項及び第3項、第17条第2項並びに第18条第2項の規定は、外国旅行の場合の日当、宿泊料及び食卓料について準用する。

(旅行雑費)

第23条の7 旅行雑費の額は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税の実費額による。

(死亡手当)

第23条の8 死亡手当の額は、第3条第2項第2号の規定に該当する場合には死亡地の区分に応じた別表第2の定額による。

- 2 職員が第3条第2項第2号の規定に該当し、かつ、その死亡地が本邦である場

合において同号の規定により支給する死亡手当の額は、前項の規定にかかわらず当該職員の所属庁（所属の長の在勤庁をいう。以下同じ。）所在地を旧在勤地とみなして第23条第1項の規定に準じて計算した旅費の額による。

- 3 第23条第2項の規定は、第3条第2項第2号の規定に該当する場合において第1項又は第2項の規定による死亡手当の支給を受ける遺族の順位について準用する。

（外国旅行の旅費）

第22条 外国旅行をする場合における旅費の種目及び額は、第8条から第18条までの規定にかかわらず、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号。以下「旅費法」という。）その他の関係法令の規定の例により、その都度、任命権者が市長に協議して定める。

（旅費の支給額の上限）

第23条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

- 2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第6条、第13条、第14条、第16条、第17条及び第18条第1項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

#### 第4章 雑則

##### (旅費の調整)

第24条 任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合、その他この条例又は旅費に関する他の条例による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えて旅費を支給することとなる部分の旅費について、旅費の全部又は一部を支給しないことができる。

2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長と協議して定める旅費を支給することができる。

##### (臨時的任用職員の旅費)

第26条 常勤職員のうち臨時的任用職員の旅費については、市の規則で定めるところにより支給するものとする。

##### (旅費の調整)

第24条 任命権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長に協議して定める旅費を支給することができる。

##### (臨時的任用職員の旅費)

第26条 常勤職員のうち臨時的任用職員の旅費については、これらの職員を除く一般職の常勤職員との権衡を考慮し、市の規則で定めるところにより支給するものとする。

##### (旅費の返納)

第27条 支出命令権者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令権者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令権者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、

当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、市の規則で定める。

(実施規則)

第27条 (略)

(規則への委任)

第28条 (略)

別表第1 内国旅行の旅費(第16条、第17条、第18条、第18条の2、第18条の3関係)

1 日当、宿泊料及び食卓料

区分	市長等	7級以下3級以上の職務にある者	2級以下の職務にある者
日当(1日につき)	2,600円	2,200円	1,800円
宿泊料(1夜につき)	13,100	11,000	11,000
食卓料(1夜につき)	2,600	2,200	1,800

2 移転料

区分	市長等	7級以下3級以上の職務にある者	2級以下の職務にある者
鉄道50キロメートル未満	126,000円	107,000円	93,000円
鉄道50キロメートル以上100キロメートル未満	144,000	123,000	107,000
鉄道100キロメートル以上300キロメートル未満	178,000	152,000	132,000
鉄道300キロメートル以上500キロメートル未満	220,000	187,000	163,000
鉄道500キロメートル以上1,000キロメートル未満	292,000	248,000	216,000
鉄道1,000キロメートル以上1,500キロメートル未満	306,000	261,000	227,000
鉄道1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満	328,000	279,000	243,000
鉄道2,000キロメートル以上	381,000	324,000	282,000

備考 路程の計算については、水路及び

陸路4分の1キロメートルをもって鉄  
道1キロメートルとみなす。

別表第2 外国旅行の旅費（第23条の6、  
第23条の8関係）

1 日当、宿泊料及び食卓料

区分	市長等	7級以下 3級以上 の職務に ある者	2級以下 の職務に ある者	
日当 (1日 につき)	指定都市	7,200円	6,200円	5,300円
	甲地方	6,200	5,200	4,400
	乙地方	5,000	4,200	3,600
	丙地方	4,500	3,800	3,200
宿泊料 (1夜 につき)	指定都市	22,500	19,300	16,100
	甲地方	18,800	16,100	13,400
	乙地方	15,100	12,900	10,800
	丙地方	13,500	11,600	9,700
食卓料 (1夜に つき)	6,700	5,800	4,800	

備考

1 指定都市、甲地方、乙地方及び丙  
地方の区分については、国家公務員  
等の旅費に関する法律の規定の例に  
よる。

2 船舶又は航空機による旅行（外国  
を出発した日及び外国に到着した日  
の旅行を除く。）の場合における日  
当の額は、丙地方につき定める定額  
とする。

2 死亡手当

区分	市長等	7級の職 務にある 者	6級以下 3級以上 の職務に ある者	2級以下 の職務に ある者
死亡手当	520,000 円	490,000 円	460,000 円	400,000 円

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の可児市職員の旅費に関する条例（以下「新条例」とい  
う。）の規定は、施行日以後に新条例第2条第2号に規定する旅行命令権者が新条例第

4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前にこの条例による改正前の可児市職員の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第2号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち、当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

2 新条例第3条第5項及び第6項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

3 新条例第27条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

（規則への委任）

第3条 前条に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

議案第20号

可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月24日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

可児市国民健康保険税条例（昭和36年可児町条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(課税額)</p> <p>第3条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、岐阜県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付</p>	<p>(課税額)</p> <p>第3条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、岐阜県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）<u>、</u>介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」</p>

金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

(2)及び(3) (略)

2～4 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

第6条 第3条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定によ

という。)及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の規定による子ども・子育て支援納付金(以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

(2)及び(3) (略)

(4) 子ども・子育て支援納付金課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(岐阜県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

2～4 (略)

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(法第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

第6条 第3条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定によ

り被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第8条の2及び第23条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第8条の2及び第23条第1項において同じ。)以外の世帯 20,500円

(2)及び(3) (略)

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第11条 (略)

り被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第8条の2、第11条の5及び第23条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第8条の2、第11条の5及び第23条第1項において同じ。)以外の世帯 20,500円

(2)及び(3) (略)

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第11条 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第11条の2 第3条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.29を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第11条の3 第3条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,400円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て

て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第11条の4 第3条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第11条の5 第3条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 900円
- (2) 特定世帯 450円
- (3) 特定継続世帯 675円

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が660,000円を超える場合には、660,000円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が260,000円を超える場合には、260,000円）、同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円）並びに同条第5項の子ども・子育て支援納付金課税額からキ及びクに掲げる額を減額して得た額の合算額とする。

- (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにそ

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が660,000円を超える場合には、660,000円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が260,000円を超える場合には、260,000円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円）の合算額とする。

- (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにそ

の世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア～カ （略）

の世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア～カ （略）

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額

被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について980円

ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき305,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ （略）

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにそ

次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 630円

(i) 特定世帯 315円

(ii) 特定継続世帯 473円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき305,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ （略）

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額

被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について700円

ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額

次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 450円

(i) 特定世帯 225円

(ii) 特定継続世帯 338円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにそ

の世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき560,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める

の世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき560,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額

被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について  
280円

ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額

次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(7) 特定世帯及び特定継続世帯外の世帯 180円

(イ) 特定世帯 90円

(ロ) 特定継続世帯 135円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める

額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額

次に挙げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア～エ (略)

- (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額

次に挙げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア～エ (略)

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、そ

額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額

次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア～エ (略)

- (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額

次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア～エ (略)

- (3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額

次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 210円

イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 350円

ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 560円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 700円

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、そ

<p>れぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>	<p>れぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額</u></p> <p><u>当該出産被保険者につき第11条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>(8) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額</u></p> <p><u>当該出産被保険者につき第11条の3の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p>
--	--

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の可児市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第21号

可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月24日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例

可児市手数料徴収条例（昭和37年可児町条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
事務の区分		額	事務の区分		額
種類	内容		種類	内容	
(略)			(略)		
5 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	(略)	1通につき <u>350円</u>	5 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	(略)	1通につき <u>400円</u>
	(6) 法の規定に基づいて既になされた市長の許可、確認又は検査に関する証明書の交付			(6) 法の規定に基づいて既になされた市長の許可、確認又は検査に関する証明書の交付	
6 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	(略)	1通につき <u>350円</u>	6 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	(略)	1通につき <u>400円</u>
	(23) 法の規定に基づいて既になされた確認、許可等又は届出に関する証明書の交付			(23) 法の規定に基づいて既になされた確認、許可等又は届出に関する証明書の交付	
(略)			(略)		
11 長期優良住宅の普及の促進に関	(1) 法第5条第1項から第5項までの規定による	一戸建ての住宅 1件につき <u>14,000円</u>	11 長期優良住宅の普及の促進に関	(1) 法第5条第1項から第5項までの規定による	一戸建ての住宅 1件につき <u>15,000円</u>
		一戸建ての住宅以外の			一戸建ての住宅以外の

する法律 (平成20年 法律第87 号。以下こ の項におい て「法」と いう。)の 施行に關す る事務	長期優良住宅建 築等計画の認定 のうち新築に係 る申請に対する 審査(当該申請 に、住宅の品質 確保の促進等に 關する法律(平 成11年法律第81 号)第5条第1 項に規定する登 録住宅性能評価 機関(以下この 項から第13項ま でにおいて「登 録住宅性能評価 機関」とい う。)が交付す る同法第6条の 2第5項に規定 する確認書若し くは住宅性能評 価書又はこれら の写し(以下 「確認書等」と いう。)の添付 がある場合)	住宅で、1棟の戸数が 5以下のもの 1件に つき <u>24,000円</u> 5を超え10以下のもの 1件につき <u>38,000 円</u> 10を超えるもの 1件 につき <u>62,000円</u>
	(2) 法第5条第1 項から第5項ま での規定による 長期優良住宅建 築等計画の認定 のうち新築に係 る申請に対する 審査(第1号以 外の場合)	(略) 一戸建ての住宅以外の 住宅で、1棟の戸数が 5以下のもの 1件に つき <u>110,000円</u> 5を超え10以下のもの 1件につき <u>172,000 円</u> 10を超えるもの 1件 につき <u>334,000円</u>
	(3) 法第8条第2 項において準用 する法第5条第 1項から第5項 までの規定によ る長期優良住宅 建築等計画の変 更の認定のうち 新築に係る申請 (法第9条第1 項又は第3項の 規定による申請 を除く。)に対 する審査(当該 申請に、確認書 等の添付がある 場合)	一戸建ての住宅 1件 につき <u>7,000円</u> 一戸建ての住宅以外の 住宅で、1棟の戸数が 5以下のもの 1件に つき <u>12,000円</u> 5を超え10以下のもの 1件につき <u>19,000 円</u> 10を超えるもの 1件 につき <u>31,000円</u>

する法律 (平成20年 法律第87 号。以下こ の項におい て「法」と いう。)の 施行に關す る事務	長期優良住宅建 築等計画の認定 のうち新築に係 る申請に対する 審査(当該申請 に、住宅の品質 確保の促進等に 關する法律(平 成11年法律第81 号)第5条第1 項に規定する登 録住宅性能評価 機関(以下この 項から第13項ま でにおいて「登 録住宅性能評価 機関」とい う。)が交付す る同法第6条の 2第5項に規定 する確認書若し くは住宅性能評 価書又はこれら の写し(以下 「確認書等」と いう。)の添付 がある場合)	住宅で、1棟の戸数が 5以下のもの 1件に つき <u>25,000円</u> 5を超え10以下のもの 1件につき <u>40,000 円</u> 10を超えるもの 1件 につき <u>66,000円</u>
	(2) 法第5条第1 項から第5項ま での規定による 長期優良住宅建 築等計画の認定 のうち新築に係 る申請に対する 審査(第1号以 外の場合)	(略) 一戸建ての住宅以外の 住宅で、1棟の戸数が 5以下のもの 1件に つき <u>114,000円</u> 5を超え10以下のもの 1件につき <u>181,000 円</u> 10を超えるもの 1件 につき <u>355,000円</u>
	(3) 法第8条第2 項において準用 する法第5条第 1項から第5項 までの規定によ る長期優良住宅 建築等計画の変 更の認定のうち 新築に係る申請 (法第9条第1 項又は第3項の 規定による申請 を除く。)に対 する審査(当該 申請に、確認書 等の添付がある 場合)	一戸建ての住宅 1件 につき <u>7,500円</u> 一戸建ての住宅以外の 住宅で、1棟の戸数が 5以下のもの 1件に つき <u>12,500円</u> 5を超え10以下のもの 1件につき <u>20,000 円</u> 10を超えるもの 1件 につき <u>33,000円</u>

(4) 法第8条第2項において準用する法第5条第1項から第5項までの規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定のうち新築に係る申請(法第9条第1項又は第3項の規定による申請を除く。)に対する審査(第3号以外の場合)	(略)
	一戸建ての住宅以外の住宅で、1棟の戸数が5以下のもの 1件につき <u>55,000円</u> 5を超え10以下のもの 1件につき <u>86,000円</u> 10を超えるもの 1件につき <u>167,000円</u>
(5) 法第5条第1項から第5項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定のうち増築又は改築に係る申請に対する審査(当該申請に、確認書等の添付がある場合)	一戸建ての住宅 1件につき <u>20,000円</u>
	一戸建ての住宅以外の住宅で、1棟の戸数が5以下のもの 1件につき <u>35,000円</u> 5を超え10以下のもの 1件につき <u>56,000円</u> 10を超えるもの 1件につき <u>92,000円</u>
(6) 法第5条第1項から第5項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定のうち増築又は改築に係る申請に対する審査(第5号以外の場合)	一戸建ての住宅 1件につき <u>72,000円</u>
	一戸建ての住宅以外の住宅で、1棟の戸数が5以下のもの 1件につき <u>162,000円</u> 5を超え10以下のもの 1件につき <u>255,000円</u> 10を超えるもの 1件につき <u>499,000円</u>
(7) 法第8条第2項において準用する法第5条第1項から第5項までの規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定のうち増築又は改築に係る申請(法第9条第1項又は第3項の規定による申請を除く。)に対する審査(当該申請に、確認書等の添付がある場	一戸建ての住宅 1件につき <u>10,000円</u>
	一戸建ての住宅以外の住宅で、1棟の戸数が5以下のもの 1件につき <u>17,500円</u> 5を超え10以下のもの 1件につき <u>28,000円</u> 10を超えるもの 1件につき <u>46,000円</u>

(4) 法第8条第2項において準用する法第5条第1項から第5項までの規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定のうち新築に係る申請(法第9条第1項又は第3項の規定による申請を除く。)に対する審査(第3号以外の場合)	(略)
	一戸建ての住宅以外の住宅で、1棟の戸数が5以下のもの 1件につき <u>57,000円</u> 5を超え10以下のもの 1件につき <u>90,500円</u> 10を超えるもの 1件につき <u>177,500円</u>
(5) 法第5条第1項から第5項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定のうち増築又は改築に係る申請に対する審査(当該申請に、確認書等の添付がある場合)	一戸建ての住宅 1件につき <u>21,000円</u>
	一戸建ての住宅以外の住宅で、1棟の戸数が5以下のもの 1件につき <u>37,000円</u> 5を超え10以下のもの 1件につき <u>59,000円</u> 10を超えるもの 1件につき <u>98,000円</u>
(6) 法第5条第1項から第5項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定のうち増築又は改築に係る申請に対する審査(第5号以外の場合)	一戸建ての住宅 1件につき <u>73,000円</u>
	一戸建ての住宅以外の住宅で、1棟の戸数が5以下のもの 1件につき <u>169,000円</u> 5を超え10以下のもの 1件につき <u>270,000円</u> 10を超えるもの 1件につき <u>531,000円</u>
(7) 法第8条第2項において準用する法第5条第1項から第5項までの規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定のうち増築又は改築に係る申請(法第9条第1項又は第3項の規定による申請を除く。)に対する審査(当該申請に、確認書等の添付がある場	一戸建ての住宅 1件につき <u>10,500円</u>
	一戸建ての住宅以外の住宅で、1棟の戸数が5以下のもの 1件につき <u>18,500円</u> 5を超え10以下のもの 1件につき <u>29,500円</u> 10を超えるもの 1件につき <u>49,000円</u>

合)	
(8) 法第8条第2項において準用する法第5条第1項から第5項までの規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定のうち増築又は改築に係る申請(法第9条第1項又は第3項の規定による申請を除く。)に対する審査(第7号以外の場合)	<p>一戸建ての住宅 1件につき <u>36,000円</u></p> <p>一戸建ての住宅以外の住宅で、1棟の戸数が5以下のもの 1件につき <u>81,000円</u></p> <p>5を超え10以下のもの 1件につき <u>127,500円</u></p> <p>10を超えるもの 1件につき <u>249,500円</u></p>
(9) 法第5条第6項又は第7項に規定する長期優良住宅維持保全計画の認定に係る申請に対する審査(当該申請に、確認書等の添付がある場合)	<p>一戸建ての住宅 1件につき <u>20,000円</u></p> <p>一戸建ての住宅以外の住宅で、1棟の戸数が5以下のもの 1件につき <u>35,000円</u></p> <p>5を超え10以下のもの 1件につき <u>56,000円</u></p> <p>10を超えるもの 1件につき <u>92,000円</u></p>
(10) 法第5条第6項又は第7項に規定する長期優良住宅維持保全計画の認定に係る申請に対する審査(第9号以外の場合)	<p>一戸建ての住宅 1件につき <u>72,000円</u></p> <p>一戸建ての住宅以外の住宅で、1棟の戸数が5以下のもの 1件につき <u>162,000円</u></p> <p>5を超え10以下のもの 1件につき <u>255,000円</u></p> <p>10を超えるもの 1件につき <u>499,000円</u></p>
(11) 法第8条第2項において準用する法第5条第6項又は第7項に規定する長期優良住宅維持保全計画の変更の認定に係る申請に対する審査(当該申請に、確認書等の添付がある場合)	<p>一戸建ての住宅 1件につき <u>10,000円</u></p> <p>一戸建ての住宅以外の住宅で、1棟の戸数が5以下のもの 1件につき <u>17,500円</u></p> <p>5を超え10以下のもの 1件につき <u>28,000円</u></p> <p>10を超えるもの 1件につき <u>46,000円</u></p>
(12) 法第8条第2項において準用	<p>一戸建ての住宅 1件につき <u>36,000円</u></p>

合)	
(8) 法第8条第2項において準用する法第5条第1項から第5項までの規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定のうち増築又は改築に係る申請(法第9条第1項又は第3項の規定による申請を除く。)に対する審査(第7号以外の場合)	<p>一戸建ての住宅 1件につき <u>36,500円</u></p> <p>一戸建ての住宅以外の住宅で、1棟の戸数が5以下のもの 1件につき <u>84,500円</u></p> <p>5を超え10以下のもの 1件につき <u>135,000円</u></p> <p>10を超えるもの 1件につき <u>265,500円</u></p>
(9) 法第5条第6項又は第7項に規定する長期優良住宅維持保全計画の認定に係る申請に対する審査(当該申請に、確認書等の添付がある場合)	<p>一戸建ての住宅 1件につき <u>21,000円</u></p> <p>一戸建ての住宅以外の住宅で、1棟の戸数が5以下のもの 1件につき <u>37,000円</u></p> <p>5を超え10以下のもの 1件につき <u>59,000円</u></p> <p>10を超えるもの 1件につき <u>98,000円</u></p>
(10) 法第5条第6項又は第7項に規定する長期優良住宅維持保全計画の認定に係る申請に対する審査(第9号以外の場合)	<p>一戸建ての住宅 1件につき <u>73,000円</u></p> <p>一戸建ての住宅以外の住宅で、1棟の戸数が5以下のもの 1件につき <u>169,000円</u></p> <p>5を超え10以下のもの 1件につき <u>270,000円</u></p> <p>10を超えるもの 1件につき <u>531,000円</u></p>
(11) 法第8条第2項において準用する法第5条第6項又は第7項に規定する長期優良住宅維持保全計画の変更の認定に係る申請に対する審査(当該申請に、確認書等の添付がある場合)	<p>一戸建ての住宅 1件につき <u>10,500円</u></p> <p>一戸建ての住宅以外の住宅で、1棟の戸数が5以下のもの 1件につき <u>18,500円</u></p> <p>5を超え10以下のもの 1件につき <u>29,500円</u></p> <p>10を超えるもの 1件につき <u>49,000円</u></p>
(12) 法第8条第2項において準用	<p>一戸建ての住宅 1件につき <u>36,500円</u></p>

	する法第5条第6項又は第7項に規定する長期優良住宅維持保全計画の変更の認定に係る申請に対する審査（第11号以外の場合）	一戸建ての住宅以外の住宅で、1棟の戸数が5以下のもの 1件につき 81,000円 5を超え10以下のもの 1件につき 127,500円 10を超えるもの 1件につき 249,500円
12 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	(略)	
	(2) 法第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（第1号以外の場合）	ア 一戸建ての住宅（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項、次項及び備考11において「省令」という。）第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合） 1件につき 19,000円  (略)
	(略)	
(略)		

備考

- 1～3 (略)
- 4 第12項における一戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物の共用部分を計算する評価方法による場合の手数料の額は、当該建築物の住戸部分の申請戸数に応じ額の欄（第12項第2号、第4号又は第6号に掲げる場合にあつては、エ、オ又はカの額の欄）に掲げる当該申請戸数に応じ額の欄に掲げる額（前項に規定する場合にあつては、同項の規定により計算した額）及び当該建築物の共用部分の額の欄（第12項第2号、第4号又は第6号に掲げる場合にあつては、キの額の欄）に掲げる額を合計した額とする。
- 5 第12項における一戸建ての住宅以

	する法第5条第6項又は第7項に規定する長期優良住宅維持保全計画の変更の認定に係る申請に対する審査（第11号以外の場合）	一戸建ての住宅以外の住宅で、1棟の戸数が5以下のもの 1件につき 84,500円 5を超え10以下のもの 1件につき 135,000円 10を超えるもの 1件につき 265,500円
12 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	(略)	
	(2) 法第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（第1号以外の場合）	ア 一戸建ての住宅（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項及び次項において「省令」という。）第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合） 1件につき 19,000円  (略)
	(略)	
(略)		

備考

- 1～3 (略)
- 4 第12項における一戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物の共用部分を計算する評価方法による場合の手数料の額は、当該建築物の住戸部分の申請戸数に応じ額の欄（同項第2号、第4号又は第6号に掲げる場合にあつては、エ、オ又はカの額の欄）に掲げる当該申請戸数に応じ額の欄に掲げる額（備考3に規定する場合にあつては、備考3の規定により計算した額）及び当該建築物の共用部分の額の欄（同項第2号、第4号又は第6号に掲げる場合にあつては、キの額の欄）に掲げる額を合計した額とする。
- 5 第12項における一戸建ての住宅以

外の住宅について、申請に係る建築物に住宅以外の建築物が含まれている場合の手数料の額は、当該建築物の住戸部分の申請戸数に応じ額の欄（同項第2号、第4号又は第6号に掲げる場合にあつては、エ、オ又はカの額の欄）に掲げる当該申請戸数に応じ額の欄に掲げる額（前2項に規定する場合にあつては、これらの規定により計算した額）及び当該住宅以外の建築物の額の欄（第12項第2号、第4号又は第6号に掲げる場合にあつては、ク又はケの額の欄）に掲げる額を合計した額とする。

6及び7（略）

8 第13項第1号及び第2号における一戸建ての住宅以外の住宅について、判定に係る建築物の共用部分を計算する評価方法による場合の手数料の額は、オ、カ、キ又はクの額の欄に掲げる当該申請戸数に応じ額の欄に掲げる額（前項に規定する場合にあつては、同項の規定により計算した額）及びケ又はコの額の欄に掲げる当該建築物の共用部分の額の欄に掲げる額を合計した額とする。

9 第13項第1号及び第2号における一戸建ての住宅以外の住宅について、判定を行う建築物に住宅以外の建築物が含まれている場合の手数料の額は、オ、カ、キ又はクの額の欄に掲げる当該申請戸数に応じ額の欄に掲げる額（前2項に規定する場合にあつては、これらの規定により計算した額）及びサ、シ、ス又はセの額の欄に掲げる当該住宅以外の建築物の額の欄に掲げる額（次項に規定

外の住宅について、申請に係る建築物に住宅以外の建築物が含まれている場合の手数料の額は、当該建築物の住戸部分の申請戸数に応じ額の欄（同項第2号、第4号又は第6号に掲げる場合にあつては、エ、オ又はカの額の欄）に掲げる当該申請戸数に応じ額の欄に掲げる額（備考3及び4に規定する場合にあつては、これらの規定により計算した額）及び当該住宅以外の建築物の額の欄（同項第2号、第4号又は第6号に掲げる場合にあつては、ク又はケの額の欄）に掲げる額を合計した額とする。

6及び7（略）

8 第13項第1号及び第2号における一戸建ての住宅以外の住宅について、判定に係る建築物の共用部分を計算する評価方法による場合の手数料の額は、オ、カ、キ又はクの額の欄に掲げる当該申請戸数に応じ額の欄に掲げる額（備考7に規定する場合にあつては、備考7の規定により計算した額）及びケ又はコの額の欄に掲げる当該建築物の共用部分の額の欄に掲げる額を合計した額とする。

9 第13項第1号及び第2号における一戸建ての住宅以外の住宅について、判定を行う建築物に住宅以外の建築物が含まれている場合の手数料の額は、オ、カ、キ又はクの額の欄に掲げる当該申請戸数に応じ額の欄に掲げる額（備考7及び8に規定する場合にあつては、これらの規定により計算した額）及びサ、シ、ス又はセの額の欄に掲げる当該住宅以外の建築物の額の欄に掲げる額（備考

する場合にあっては、同項の規定により計算した額)を合計した額とする。

10 第13項の第1号及び第2号における住宅以外の建築物について、判定を行う建築物にスの額の欄に掲げる建築物(以下この項及び次項において「工場等」という。)以外の建築物の部分及び工場等の部分が含まれている場合の手数料の額は、サ又はシの額の欄に掲げる当該工場等以外の建築物の部分の額及びスの額の欄に掲げる当該工場等の部分の額を合計した額(当該合計した額が、サ又はシの額の欄に掲げる当該判定を行う建築物の額を超える場合にあっては、当該額)とする。

11 前項の規定にかかわらず、判定を行う建築物の主たる用途が工場等であり、工場等として判定を行うことが適当な建築物として市長が定めるもの(省令第1条第1項第1号口に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。)の判定に係る手数料の額は、スの額の欄に掲げる当該判定を行う建築物の額とする。

12 (略)

13 第13項第3号から第6号まで、第8号及び第9号における一戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物の共用部分を計算する評価方法による場合の手数料の額は、当該建築物の住戸部分の申請戸数に応じ額の欄(同項第4号、第6号及び第9号に掲げる場合にあっては、エ、オ又はカの額の欄)に掲げる当該申請戸数に応じ額の欄に掲げる額

10に規定する場合にあっては、備考10の規定により計算した額)を合計した額とする。

10 第13項の第1号及び第2号における住宅以外の建築物について、判定を行う建築物にスの額の欄に掲げる建築物(以下備考10及び11において「工場等」という。)以外の建築物の部分及び工場等の部分が含まれている場合の手数料の額は、サ又はシの額の欄に掲げる当該工場等以外の建築物の部分の額及びスの額の欄に掲げる当該工場等の部分の額を合計した額(当該合計した額が、サ又はシの額の欄に掲げる当該判定を行う建築物の額を超える場合にあっては、当該額)とする。

11 備考10の規定にかかわらず、判定を行う建築物の主たる用途が工場等であり、工場等として判定を行うことが適当な建築物として市長が定めるもの(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号口に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。)の判定に係る手数料の額は、スの額の欄に掲げる当該判定を行う建築物の額とする。

12 (略)

13 第13項第3号から第6号まで、第8号及び第9号における一戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物の共用部分を計算する評価方法による場合の手数料の額は、当該建築物の住戸部分の申請戸数に応じ額の欄(同項第4号、第6号及び第9号に掲げる場合にあっては、エ、オ又はカの額の欄)に掲げる当該申請戸数に応じ額の欄に掲げる額

(前項に規定する場合にあっては、同項の規定により計算した額)及び当該建築物の共用部分の額の欄(同項第4号、第6号及び第9号に掲げる場合にあっては、キの額の欄)に掲げる額を合計した額とする。

14 第13項第3号から第6号まで、第8号及び第9号における一戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物に住宅以外の建築物が含まれている場合の手数料の額は、当該建築物の住戸部分の申請戸数に応じ額の欄(同項第4号、第6号及び第9号に掲げる場合にあっては、エ、オ又はカの額の欄)に掲げる額(前2項に規定する場合にあっては、これらの規定により計算した額)及び当該住宅以外の建築物の額の欄(同項第4号、第6号及び第9号に掲げる場合にあっては、ク又はケの額の欄)に掲げる額を合計した額とする。

15 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(備考16及び17において「法」という。)第30条第2項(同法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出があった場合は、第13項に規定する手数料のほか、当該申出に係る建築物の確認の申請又は建築の計画の通知に対する手数料として、第6項第1号又は第2号に規定する手数料と同額の手数を徴収する。

16 第13項第3号及び第4号における

(備考12に規定する場合にあっては、備考12の規定により計算した額)及び当該建築物の共用部分の額の欄(同項第4号、第6号及び第9号に掲げる場合にあっては、キの額の欄)に掲げる額を合計した額とする。

14 第13項第3号から第6号まで、第8号及び第9号における一戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物に住宅以外の建築物が含まれている場合の手数料の額は、当該建築物の住戸部分の申請戸数に応じ額の欄(同項第4号、第6号及び第9号に掲げる場合にあっては、エ、オ又はカの額の欄)に掲げる額(備考12及び13に規定する場合にあっては、これらの規定により計算した額)及び当該住宅以外の建築物の額の欄(同項第4号、第6号及び第9号に掲げる場合にあっては、ク又はケの額の欄)に掲げる額を合計した額とする。

15 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第2項(同法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出があった場合は、第13項に規定する手数料のほか、当該申出に係る建築物の確認の申請又は建築の計画の通知に対する手数料として、第6項第1号又は第2号に規定する手数料と同額の手数を徴収する。

16 第13項第3号及び第4号における

建築物について、法第29条第3項の規定の適用を受ける場合の手数料の額は、認定を行う計画に係る一の建築物ごとに算出した額を合計した額とする。この場合において、額の欄中「申請戸数」とあるのは「一の建築物の申請戸数」と、備考12から14までの規定中「申請に係る建築物」とあるのは「法第29条第3項に規定する申請建築物又は他の建築物」とする。

17 第13項第5号及び第6号における建築物について、法第29条第3項の規定の適用を受ける場合の手数料の額は、変更の認定を行う計画に係る一の建築物（変更が行われない建築物を除く。）ごとに算出した額を合計した額とする。この場合において、額の欄中「申請戸数」とあるのは「一の建築物の申請戸数」と、備考12から14までの規定中「申請に係る建築物」とあるのは「法第29条第3項に規定する申請建築物又は他の建築物」とする。

18 （略）

19 第13項第7号における一戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物の共用部分を計算する評価方法による場合の手数料の額は、エ、オ又はカの額の欄に掲げる当該申請戸数に応じ額の欄に掲げる額（前項に規定する場合にあっては、同項の規定により計算した額）及びキの額の欄に掲げる当該建築物の共

建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項の規定の適用を受ける場合の手数料の額は、認定を行う計画に係る一の建築物ごとに算出した額を合計した額とする。この場合において、額の欄中「申請戸数」とあるのは「一の建築物の申請戸数」と、備考12から14までの規定中「申請に係る建築物」とあるのは「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項に規定する申請建築物又は他の建築物」とする。

17 第13項第5号及び第6号における建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項の規定の適用を受ける場合の手数料の額は、変更の認定を行う計画に係る一の建築物（変更が行われない建築物を除く。）ごとに算出した額を合計した額とする。この場合において、額の欄中「申請戸数」とあるのは「一の建築物の申請戸数」と、備考12から14までの規定中「申請に係る建築物」とあるのは「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項に規定する申請建築物又は他の建築物」とする。

18 （略）

19 第13項第7号における一戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物の共用部分を計算する評価方法による場合の手数料の額は、エ、オ又はカの額の欄に掲げる当該申請戸数に応じ額の欄に掲げる額（備考18に規定する場合にあっては、備考18の規定により計算した額）及びキの額の欄に掲げる当該建

用部分の額を合計した額とする。

- 20 第13項第7号における一戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物に住宅以外の建築物が含まれている場合の手数料の額は、エ、オ又はカの額の欄に掲げる当該申請戸数に応じ額の欄に掲げる額（前2項に規定する場合にあっては、これらの規定により計算した額）及びク、ケ又はコの額の欄に掲げる当該住宅以外の建築物の額（次項に規定する場合にあっては、同項の規定により計算した額）を合計した額とする。
- 21 第13項第7号における住宅以外の建築物について、申請に係る建築物にコに掲げる建築物（以下この項及び次項において「工場等」という。）以外の建築物の部分及び工場等の部分が含まれている場合の手数料の額は、ク又はケの額の欄に掲げる当該工場等以外の建築物の部分の額及びコの額の欄に掲げる当該工場等の部分の額を合計した額（当該合計した額が、ク又はケの額の欄に掲げる当該申請に係る建築物の額を超える場合にあっては、当該額）とする。
- 22 前項の規定にかかわらず、申請に係る建築物の主たる用途が工場等であり、工場等として判定を行うことが適当な建築物として市長が定めるもの（省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。）の申請に係る手数料の額は、コの額の欄に掲げる当該申請に係る建築物の額とする。

築物の共用部分の額を合計した額とする。

- 20 第13項第7号における一戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物に住宅以外の建築物が含まれている場合の手数料の額は、エ、オ又はカの額の欄に掲げる当該申請戸数に応じ額の欄に掲げる額（備考18及び19に規定する場合にあっては、これらの規定により計算した額）及びク、ケ又はコの額の欄に掲げる当該住宅以外の建築物の額（備考21に規定する場合にあっては、備考21の規定により計算した額）を合計した額とする。
- 21 第13項第7号における住宅以外の建築物について、申請に係る建築物にコに掲げる建築物（以下備考21及び22において「工場等」という。）以外の建築物の部分及び工場等の部分が含まれている場合の手数料の額は、ク又はケの額の欄に掲げる当該工場等以外の建築物の部分の額及びコの額の欄に掲げる当該工場等の部分の額を合計した額（当該合計した額が、ク又はケの額の欄に掲げる当該申請に係る建築物の額を超える場合にあっては、当該額）とする。
- 22 備考21の規定にかかわらず、申請に係る建築物の主たる用途が工場等であり、工場等として判定を行うことが適当な建築物として市長が定めるもの（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。）の申請に係る手数料の額は、コの額の欄に掲げる当該申請に係る建築物の額

<p>23 第13項第8号及び第9号における建築物について、<u>法第29条第3項</u>の規定の適用を受ける場合の手数料の額は、軽微な変更<sup>1</sup>に該当することを証する書面の交付申請に係る一の建築物（変更が行われない建築物を除く。）ごとに算出した額を合計した額とする。この場合において、額の欄中「申請戸数」とあるのは「一の建築物の申請戸数」と、備考12から14までの規定中「申請に係る建築物」とあるのは「<u>法第29条第3項</u>に規定する申請建築物又は他の建築物」とする。</p>	<p>とする。</p> <p>23 第13項第8号及び第9号における建築物について、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項</u>の規定の適用を受ける場合の手数料の額は、軽微な変更<sup>1</sup>に該当することを証する書面の交付申請に係る一の建築物（変更が行われない建築物を除く。）ごとに算出した額を合計した額とする。この場合において、額の欄中「申請戸数」とあるのは「一の建築物の申請戸数」と、備考12から14までの規定中「申請に係る建築物」とあるのは「<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項</u>に規定する申請建築物又は他の建築物」とする。</p>
--	--

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の可児市手数料徴収条例の規定は、施行の日以後の申請に係る手数料について適用する。

議案第22号

可児市キッズクラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可児市キッズクラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月24日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市キッズクラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

可児市キッズクラブの設置及び管理に関する条例（平成8年可児市条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(保育料の減免) 第10条 市長は、 <u>保護者等</u> が次の各号のいずれかに該当する場合は、保育料を減免することができる。 (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている <u>場合</u>  (2) その他特別の事情があると市長が認めた <u>場合</u>	(保育料の減免) 第10条 市長は、 <u>児童の属する世帯</u> が次の各号のいずれかに該当する場合は、保育料を減免することができる。 (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている <u>世帯</u> (2) <u>地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税が非課税の世帯</u> (3) その他特別の事情があると市長が認めた <u>世帯</u>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第23号

可児市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

可児市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月24日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市介護保険条例の一部を改正する条例

可児市介護保険条例（平成12年可児市条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(保険料の減免)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前々月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>付 則</p> <p>(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)</p>	<p>(保険料の減免)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前々月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。<u>ただし、市長が特に必要と認める場合は、申請書の提出を要しない。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>付 則</p> <p>(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)</p>

第7条 (略)

第7条 (略)

(令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例)

第8条 第1号被保険者(令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市に住所を有する者(同法第294条第3項の規定により市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。)のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。)の収入金額が55万1千円以上65万1千円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第2条(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア及び第16号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同条第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)

(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額を

いい、当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が65万1千円以上161万9千円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第2条（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア及び第16号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同条第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税

法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

- 3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が161万9千円以上190万円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第2条（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア及び第16号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同条第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、

同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）とする。

（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

第9条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第2条の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により当該市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を

含む。)

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1千円以上65万1千円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1千円以上161万9千円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9千円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が

55万1千円以上65万1千円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い市の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1千円以上161万9千円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い市の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9千円以上190万円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い市の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第2条の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第24号

可児市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

可児市印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月24日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市印鑑条例の一部を改正する条例

可児市印鑑条例（昭和50年可児町条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(端末機による印鑑登録証明書の申請)</p> <p>第10条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、端末機（市の電子計算機と電気通信回線により接続された市又は民間事業者が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）<u>第12条の2第4項第2号ロ</u>に規定する移動端末設備であって電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設</p>	<p>(端末機による印鑑登録証明書の申請)</p> <p>第10条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、端末機（市の電子計算機と電気通信回線により接続された市又は民間事業者が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）<u>第12条の2第4項第3号ロ</u>に規定する移動端末設備であって電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設</p>

備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)の情報を読み込ませること及び暗証番号を入力し、又はこれに代わる認証を行う方法により、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)の情報を読み込ませること及び暗証番号を入力し、又はこれに代わる認証を行う方法により、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

#### 附 則

この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）の施行の日から施行する。

議案第25号

可児市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可児市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月24日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

可児市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和51年可児町条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(経営の基本)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 公共下水道事業における計画処理区域、計画処理人口、計画処理区域面積及び計画1日最大処理水量を次のとおり定める。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 計画処理人口は、<u>93,430人</u>とする。</p> <p>(3) 計画処理区域面積は、<u>2,868.1ヘクタール</u>とする。</p> <p>(4) 計画1日最大処理水量は、<u>44,905立方メートル</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の</u></p>	<p>(経営の基本)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 公共下水道事業における計画処理区域、計画処理人口、計画処理区域面積及び計画1日最大処理水量を次のとおり定める。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 計画処理人口は、<u>90,310人</u>とする。</p> <p>(3) 計画処理区域面積は、<u>2,861.8ヘクタール</u>とする。</p> <p>(4) 計画1日最大処理水量は、<u>42,210立方メートル</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の</u></p>

2の8第8項の規定により水道事業及び下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

2の9第8項の規定により水道事業及び下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、令和8年9月24日から施行する。

議案第26号

可児市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

可児市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月24日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

可児市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年可児町条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が、消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障がいの状態となった場合には、<u>9,700円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14,500円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とす</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が、消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障がいの状態となった場合には、<u>10,000円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>15,000円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とす</p>

ることができる。

3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他の生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき100円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

4 (略)

別表 補償基礎額表（第5条関係）

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,900円	13,700円	14,500円
分団長	11,300円	12,100円	12,900円
部長、班長及び団員	9,700円	10,500円	11,300円

備考

1及び2 (略)

ることができる。

3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他の生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき433円を、第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

4 (略)

別表 補償基礎額表（第5条関係）

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	13,340円	14,170円	15,000円
分団長	11,670円	12,500円	13,340円
部長、班長及び団員	10,000円	10,840円	11,670円

備考

1及び2 (略)

## 附 則

1 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この条例による改正後の可児市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、施行日以後に支給すべき事由の生じた可児市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに施行日前に支給すべき事由の生じた施行日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び施行日前に支給すべき事由の生じた施行日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第27号

請負契約の変更について

令和7年8月21日議決による庁舎・総合会館駐車場カーポート型太陽光発電設備建設工事の請負契約（令和7年議案第63号）中、契約の金額「273,350,000円」を「288,164,800円」に変更する。

令和8年2月24日提出

可児市長 富田 成輝

議案第28号

市道路線の認定について

次のとおり市道の路線を認定する。

令和8年2月24日提出

可児市長 富田 成輝

記

路線名	起 点	重要な経過地
	終 点	
2502号線	可児市大森字奥山	
	可児市大森字奥山	
2503号線	可児市大森字奥山	
	可児市大森字奥山	
2504号線	可児市大森字奥山	
	可児市大森字奥山	
2505号線	可児市大森字奥山	
	可児市大森字奥山	
2506号線	可児市大森字奥山	
	可児市大森字奥山	
6154号線	可児市土田字大道	
	可児市土田字大道	

